

宮崎県スポーツ少年団指導者 教育長表彰規程

1 趣 旨

この表彰は、スポーツ少年団の指導をとおして、子どもたちの健全な成長を願い、ボランティア活動として地道に努力している指導者を顕彰する。

2 対 象 者

スポーツ少年団の指導者として、5年以上、子どもたちの健全育成のため、ボランティア活動として地道に努力している者とする。

ただし、次に掲げる者は、対象から除く。

- ① 本表彰を一度受けた者
- ② 禁固以上の刑に処せられた者
- ③ その他、表彰に不相当と認められる者

3 選考手続

市町村スポーツ少年団から申請された被表彰候補者を、市町村生涯スポーツ主管部局の推薦を受け、県教育委員会で受賞者を決定する。

4 表 彰

市町村を通じて授与する。

附 則

この規程は、平成12年10月17日から施行する。

この規程は、平成23年4月21日から施行する。

この規程は、令和5年4月13日から施行する。